

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定により、善能寺地区土地改良事業共同施行の土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）善能寺地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部農林水産課において平成19年1月12日から平成19年2月1日まで縦覧に供する。

平成19年1月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀